

R 7 江別市立大麻小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

1. 基本理念

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、江別市立大麻小学校のいじめ防止のために策定した。

この基本方針のもとに、大麻小学校では豊かな心と健やかな体を育成する教育を推進し、すべての子どもが、笑顔あふれる、希望に満ちた学校生活を送るために、いじめの起こらない学校づくりを推進する。

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。（いじめ防止対策推進法第3条）

2. いじめの定義、いじめの理解

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ。

②いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

③けんかやふざけ合いであっても、見えないところで発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

④いじめは、単に「加害者」と「被害者」だけの問題ではなく、「観衆」や「傍観者」などの周囲を含めた「集団の問題」であることを認識する。

⑤いじめの中には、「犯罪行為」や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが必要となるものが含まれており、想定される主な事例には次のようなものがある。

学校で起こり得る主な事例	該当し得る犯罪
性器や胸・お尻を触る。	不同意わいせつ（刑法第176条）
同級生に「死ね」とそそのかし、その同級生が自殺した。	自殺関与（刑法第202条）
顔を殴打しケガを負わせる。	傷害（刑法204条）
同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。	暴行（刑法第208条）
裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫（刑法第222条）
遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。	強要（刑法第223条）
教科書等の所持品を盗む。	窃盗（刑法第235条）
断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。	恐喝（刑法第249条）
スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画をSNS上のグループに送信したりする。	児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）

※これらの対応にあたっては、教育的な配慮や被害児童の意向を十分に配慮したうえで、児童の命や安全を守ることを最優先に、早期に相談・通報を行い、適切な援助を求める必要がある。

3. いじめ対策のための校内組織の設置

いじめ防止に関する措置を組織的かつ実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導担当教諭、学年主任、該当学級担当、養護教諭による「生徒指導委員会いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。また、心理や福祉の専門家として、心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーを組織の構成員に位置付け、必要に応じて出席を依頼する。

委員会は、いじめ問題に組織的に取り組むに当たって中核となるものであり、次の役割を担う。

【生徒指導委員会いじめ対策委員会の主な役割】

- ①いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ②「生徒指導委員会いじめ対策委員会」の存在及び活動を児童及び保護者に周知
- ③いじめの相談・通報の窓口
- ④児童生徒への援助希求的態度の育成
- ⑤いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ⑥いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
また、校内に閉じず、実際の活動を通じて絶えず諸関係機関との連携のあり方を点検、補強
- ⑦児童生徒の悩みや相談を広く受け止めるための相談環境の整備、窓口の周知。
- ⑧いじめの被害児童に対する支援、加害児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施
- ⑨学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正

- ⑩学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づく、いじめの防止等に係る校内研修の企画・計画的な実施
- ⑪学校いじめ防止基本方針による取組が、より実効性の高いものとなるよう、適切に機能しているかの点検と、必要に応じた見直し

4. いじめの防止のための取組

- ①いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論するなどのいじめの防止に資する活動に取り組む。
- ②未然防止の基本は、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ③自分自身や友達の危機に気付き、問題を一人で背負い込まずに、対処をしたり関わったりし、信頼できる大人につなぐことの重要性を理解する等、援助希求の態度を育成するよう努める。
- ④集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学級・学校風土をつくる。
- ⑤特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえたプライバシーに十分配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

以下のような児童は特に配慮が必要である。

- ・多様な背景（発達障がい、精神疾患、健康課題）を持つ児童
 - ・支援を要する家庭状況（経済的困難、家庭での過重な負担等）にある児童
 - ・海外から帰国した児童や外国籍の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
 - ・性的マイノリティ（典型的とされていない性自認や性的指向を持つ人又は性自認や性的指向が定まっていない若しくは持たない人）の当事者であることにより困難を抱えている児童
- ⑥学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。

【主な取組】

- ・「豊かな心」を育む道德教育の充実
- ・「規範規律」「自律性」を高める「生徒指導」の徹底
- ・支持的風土のある学級（学校）づくり
- ・やさしい心を育む指導の充実
- ・自己肯定感を育む体験活動などの充実
- ・いじめに係わる児童主体の集会の実施
- ・いじめに関する校内研修の実施
- ・重大事態調査報告書を活用したいじめの質的分析の活用

5. 早期発見

- ①いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。
- ②「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的

に認知することが必要である。

- ③日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ④児童からの相談に対しては、必ず児童の心情に寄り添い迅速に対応することを徹底する。
- ⑤児童生徒の「早期の問題認識能力（心の危機に気付く力）」を養い、「援助希求的態度（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと）」を育成できるよう、必要な教育を行う。
- ⑥定期的なアンケート調査を実施する。また、その後、関係児童生徒に対する個人面談を必ず実施する。なお、個人面談を実施することにより関係児童生徒がアンケートへ回答したこと等が他の児童生徒に推測されないよう、面談の実施方法、時間、場所等には細心の注意を払う。
- ⑦定期的なアンケート調査等の実施により把握したものだけでなく、日常の学校生活の中で把握したもの全てを認知件数としてとらえ、対処する。
- ⑧取組のスタートラインとして、いじめを初期段階、わずかな可能性の芽も見逃さず、積極的に認知する姿勢を大切にする。
- ⑨児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとって多大な勇気を要するものであることを理解し、児童生徒の心情に寄り添った対応を行う。

【主な取組】

- ・ いじめアンケートの実施と聞き取り調査（6月、11月、1月）
- ・ 「学校生活アンケート」の実施（5月、11月）及び教育相談の実施（4・9月）
- ・ 職員会議における生徒指導交流での児童の実態の交流及び共有
- ・ 1人1台端末等の活用による「心の健康観察」の導入推進

6. いじめへの対処

- ①学校の教職員が、いじめの発見・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「生徒指導委員会いじめ対策委員会」に対して報告し、組織的な対応につなぐようにしていく。
- ②各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
*統一のフォーマットを作成し、文書を管理する。
- ③「生徒指導委員会いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめられている児童の身の安全を最優先に考えて被害児童を守り通す。
- ④加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ⑤いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、あらかじめ保護者等に対して説明のうえ、学校から警察へ相談・通報を行う。
- ⑥傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ⑦いじめへの対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関（教育委員会・SSW）・専門機関（子ども家庭センター等）との連携の下で取り組む。
- ⑧いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラー、心の教室相談員や養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

7. インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ①インターネットを通じて行われるいじめの未然防止のため、児童及び保護者に対して、低学年段階からのインターネットの適切な利用に関する指導や情報モラルに関する啓発活動を実施する。
- ②教育委員会が実施するネットパトロールに加え、学校でも必要に応じてネットパトロールを行い、関係機関と連携・協力して対応を進める。

【主な取組】

- ・教職員の資質能力の向上を図るための校内研修の実施
- ・外部講師を活用したインターネット防犯教室の実施
- ・「いじめ根絶！メッセージコンクール」への応募
- ・定期的なネットパトロールの実施
- ・情報モラルに関する研修会への参加
- ・「えべつスマートRules（ルール）」の啓蒙

8. いじめの解消

- ①いじめは単に、謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態として、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを確認する。
 - ・被害児童に心理的又は物理的な影響を与えている行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
 - ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ②いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- ③「生徒指導委員会いじめ対策委員会」は、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- ④いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

9. 学校間の連携

いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒の進学や進級、転学の際には、児童生徒の個人情報取扱に配慮しつつ、当該学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎが確実に行われるよう整備する。

10. 重大事態への対処

（1）重大事態の意味

重大事態とは、法の規定に基づき、次の場合をいう。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(いじめ防止対策推進法第28条)

- ①第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。
- ②第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
- ③児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。
- ④児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないと捉える。

(2) 重大事態対応に関する平時からの備え

- ・学校いじめ対策組織を中心とした対応や関係部局・職能団体等との連携体制構築のため、国で作成したチェックシートを用いた点検を実施する。

(2) 学校による調査

① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に迅速に報告し、教育委員会と協議の上、調査主体を決定する。

② 重大事態の調査組織

学校が調査主体となるときは、速やかに「生徒指導委員会いじめ対策委員会」において調査を実施する。ただし、重大事態の性質によっては教育委員会との協議により、専門的知識を有する第三者の参加を図ることで、調査の公平性・中立性を確保するように努めることもある。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は重大事態が発生したことを真摯に受け止め、児童生徒及び保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握する。その際、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることがないよう配慮する。

④ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。

⑤ 教育委員会が調査主体となる場合

教育委員会が調査主体となる場合には、教育委員会の指示のもと、資料提供など、調査に協力する。

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- ・「生徒指導委員会いじめ対策委員会」で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- ・いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告

重大事態の発生

- ・教育委員会に重大事態の発生を報告（教育委員会から市長に報告）

教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する

学校が調査主体の場合

○ 学校のもとに、重大事態の調査組織を設置

- ・調査組織は「生徒指導委員会いじめ対策委員会」を母体とする。ただし、当該重大事態の性質によっては教育委員会との協議により、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることで、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることもある。

○ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合う。
- ・これまで学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

○ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査により明らかになった事実関係の情報を、適時・適切な方法で経過報告する。
- ・関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に、説明を怠らないようにする。
- ・得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

○ 調査結果を教育委員会に報告（教育委員会から市長に報告）

- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

○ 調査結果を踏まえた必要な措置

教育委員会が調査主体となる場合

○ 教育委員会の指示のもと、資料提出など、調査に協力